

工事しゅん功検査要領

(目的)

第1条 この要領は、鉄道建設本部の発注する請負工事におけるしゅん功検査を適正かつ効率的に実施することを目的とする。

(検査の実施等)

第2条 契約担当役は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程(平成15年10月規程第78号。以下「契約事務規程」という。)第60条に規定する検査員に検査を実施させるものとする。

2 契約担当役は、必要があると認められるときには、検査員の任務を補佐させるため、職員のうちから補助検査員を任命することができる。

(検査員の任務)

第3条 検査員は、契約書に基づき、設計図書(図面、示方書又は仕様書、内容説明書等)に従い、工事の目的物の完成を確認するための検査を行うものとする。

(検査の方法)

第4条 検査員は、次に掲げる項目について関係書類による確認及び現地における確認を行うものとする。

- (1) しゅん功調書関係
- (2) 契約図書に基づく諸届
- (3) 工事施工に伴う協議
- (4) 指示、承諾事項
- (5) 測量
- (6) 支給材料等
- (7) 工事補償
- (8) 指定された材料の品質
- (9) 示方書又は仕様書に基づく各種試験、検査
- (10) 諸規則に定められている寸法の測定
- (11) 工事写真
- (12) 工事の出来栄
- (13) 跡片付
- (14) その他

(資料の整備)

第5条 監督員は、検査にあたり必要な資料及び記録をあらかじめ整備しておくものとする。

(検査後の措置)

第6条 検査員は、検査の結果、合格と認めた場合は、しゅん功検査報告書、請負工事成績表及びしゅん功調書を作成するものとする。

2 検査員は、検査の結果、不完全履行があると認めた場合は、工事請負者に修補を指示するなど、契約書に基づき厳正な措置を講ずるものとする。

(検査実施に必要な細目)

第7条 この要領に基づく検査を実施するにあたり必要な細目は別に定めるものとする。

(出来形検査に関する準用)

第8条 この要領は、契約事務規程第67条第3項に規定する出来形部分の検査について準用する。